

大阪府防災会議条例

昭和37年10月19日

大阪府条例第29号

改正 昭和59年3月28日条例第19号

改正 昭和60年3月27日条例第8号

改正 昭和60年12月23日条例第46号

改正 昭和63年3月25日条例第5号

改正 平成4年3月24日条例第5号

改正 平成6年10月26日条例第37号

改正 平成11年3月19日条例第8号

改正 平成18年3月28日条例第9号

改正 平成19年3月16日条例第2号

改正 平成20年7月30日条例第55号

改正 平成24年3月28日条例第11号

改正 平成24年11月1日条例第126号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき大阪府防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定め、併せて防災会議の会長、委員、専門委員及び幹事（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(昭和59条例19・一部改正)

(委員及び専門委員)

第2条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定める人数とする。

- (1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 15人以内
- (2) 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 10人以内
- (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 26人以内
- (4) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員 10人以内

2 前項第2号から第4号までに掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭60条例8・平6条例37・平24条例126・一部改正)

(幹 事)

第3条 防災会議に幹事を置き、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 幹事の定数は、71人以内とする

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(平6条例37・一部改正)

(部 会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報 酬)

第5条 委員及び専門委員の報酬の額は、日額9,600円とし、幹事の報酬の額は、日額8,200円とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(昭59条例19・追加、昭60条例8・昭63条例5・平4条例5・平24条例11・一部改正)

(費用弁償)

第6条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和22年大阪府条例第18号)第7条の規定は、会長、委員及び専門委員の費用弁償の額について準用する。

- 2 幹事の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。
- 3 前2項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(昭59条例19・追加、昭60条例8・昭60条例46・昭63条例5・平11条例8・平18条例9・平20条例55・一部改正)

(支給方法)

第7条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(昭59条例19・追加、平19条例2・一部改正)

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(昭59条例19・旧第5条繰下・一部改正・平24条例126・一部改正)

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和38年規則第14号で昭和38年3月30日から施行)

附 則(昭和59年条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

(大阪府防災会議の会長、委員、専門委員及び幹事の報酬及び費用弁償に関する条例の

廃止)

- 2 大阪府防災会議の会長、委員、専門委員及び幹事の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年大阪府条例第4号)は、廃止する。

附 則(昭和60年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第46号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第5号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第5号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第55号)

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第126号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に災害対策基本法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四十一号)による改正後の災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十五条第五項第八号の規定により任命される大阪府防祭会議の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、改正後の大阪府防災会議条例第二条第二項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十五年三月三十一日までとする。